

## 寝屋川市暴力団排除措置要綱

寝屋川市建設工事暴力団対策措置要綱（昭和 63 年 4 月 1 日制定）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）に基づく公共工事等及び売払い等（以下「市契約等」という。）から暴力団を排除するために必要な事項を定めることにより、市契約等の適正な履行を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格 市契約等に関する地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項に規定する一般競争入札及び同令第 167 条の 11 第 2 項に規定する指名競争入札の参加資格並びに寝屋川市が行う一般競争入札の参加資格をいう。
- (2) 入札参加資格者 入札参加資格を有する個人又は法人をいう。
- (3) 委員会 寝屋川市請負業者資格審査委員会規則（昭和 50 年寝屋川市規則第 34 号）に規定する寝屋川市請負業者資格審査委員会をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

（入札参加除外の措置等）

第 3 条 入札参加資格者が別表に定める措置要件に該当すると認めるときは、委員会の議を経て、同表に定める期間について、当該入札参加資格者を寝屋川市が発注する市契約等から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

2 入札参加除外措置を受けた入札参加資格者（以下「入札参加除外者」という。）について、別表に定める期間が経過し、かつ、当該入札参加除外者から入札参

加除外措置の解除の申出があり、別表各号に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないと認めるときは、委員会の議を経て、当該入札参加除外措置を解除するものとする。この場合において、市長は、当該入札参加除外者に対し、別表各号に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

3 前2項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）についても適用する。この場合において、これらの規定中「入札参加資格者」とあるのは、「登録取下げ者」とする。

4 第1項及び第2項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該入札参加除外措置を受けた者の名称又は商号、所在地、該当する措置要件その他必要な事項を、寝屋川市暴力団排除条例施行規則（平成25年寝屋川市規則第20号）第3条に定める方法により公表するものとする。

（注意喚起）

第4条 この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の議を経て、入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をすることを注意喚起するものとする。

（一般競争入札からの排除）

第5条 一般競争入札を行うに当たっては、入札参加除外者の入札参加資格を認めないものとする。

2 入札参加資格者が入札から契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、その者が落札者であるときは契約の締結を行わないものとする。

3 前項の規定により当該入札参加資格を取り消したとき、又は契約の締結を行わないときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

（指名競争入札からの排除）

第6条 指名競争入札を行うに当たっては、入札参加除外者を指名してはならない。

2 指名を受けた者が当該指名から契約の締結までの間に入札参加除外措置を受

けたときは、当該指名を取り消し、その者が落札者であるときは契約の締結を行わないものとする。

3 前項の規定により指名を取り消したとき、又は契約の締結を行わないときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第7条 次の各号に掲げる者を、随意契約の相手方としてはならない。

(1) 入札参加除外者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず大阪府寝屋川警察署又は大阪府警察本部から別表に定める措置要件に該当する旨の通報等を受けた者

(下請負等からの排除及び下請契約の解除等)

第8条 市契約等の相手方（以下「契約相手方」という。）が、前条各号に掲げる者を、次の各号に掲げる者（以下「下請負人等」という。）とすることを許してはならない。

(1) 下請負人（入札参加資格の有無にかかわらず契約相手方以外の公共工事等に係る全ての請負人又は受託者をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）

(2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（前号に該当する者を除く。）

(3) 契約相手方が共同企業体である場合の当該共同企業体の構成員（前2号に該当する者を除く。）

2 市契約等において契約相手方が入札参加除外者等を下請負人等としていると認めるときは、当該契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

(共同企業体)

第9条 第3条及び第5条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体についても適用する。

(暴力団の排除に関する条項)

第10条 市契約等を締結するに当たっては、当該市契約等の契約書（契約内容を記録した電磁的記録を含む。）に暴力団の排除に関する条項を規定するとともに、当該契約相手方に対し下請負人等との契約において同様の規定をすること

を指導するものとする。

(誓約書の徴取等)

第 11 条 契約相手方に対しては、当該契約相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨をそれぞれが表明した誓約書を提出するよう求めるものとする。

2 前項に規定する誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるとき（入札参加除外措置をする場合を除く。）は、委員会の議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間、当該契約相手方又はその下請負人等の商号又は名称、所在地、該当する措置要件その他必要な事項を公表するものとする。

(1) 暴力団員又は大阪府暴力団排除条例施行規則（平成 23 年大阪府公安委員会規則第 3 号）第 3 条第 5 号アからエまでに掲げる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員にある事業者に該当する場合 該当すると認めた日から 2 年

(2) 大阪府暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者（前号に該当する者を除く。）に該当すると認められる場合 該当すると認めた日から 1 年

3 第 1 項に規定する誓約書のうち市契約等を締結するに当たって求めるものの提出に応じないときは、当該市契約等を締結しないよう取り扱うものとし、当該提出に応じない者を、寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置をするものとする。

(不当介入に対する措置)

第 12 条 契約相手方が契約の履行に当たって暴力団員又はこれに類する者（以下「暴力団員等」という。）から事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該契約相手方に対し市長に報告するよう求めるとともに、警察への届出を指導するものとする。

2 契約相手方の下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、契約相手方に指導を求めるものとする。

3 契約相手方又は下請負人等が前 2 項の不当介入を受け、適切に報告又は届出

が行われたと認められる場合であって、当該市契約等について履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第 13 条 この要綱の運用に当たっては、大阪府寝屋川警察署及び大阪府警察本部との緊密な連携の下行うものとする。

(入札参加除外措置の通知)

第 14 条 入札参加除外措置、入札参加除外措置の解除、注意喚起又は第 11 条第 2 項の規定による公表（以下「措置等」という。）の決定をしたときは、その旨をこれらの措置等の対象者に通知するものとする。

(委任等)

第 15 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の寝屋川市建設工事暴力団対策措置要綱の規定による指名除外は、この要綱による改正後の寝屋川市暴力団等排除措置要綱の規定による入札参加除外措置とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 10 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の寝屋川市暴力団等排除措置要綱の規定による入札参加除外措置は、この要綱による改正後の寝屋川市暴力団排除措置要綱の規定による入札参加除外措置とみなす。

(寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱の一部改正)

3 寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

- (3) 寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成15年4月1日制定）に基づく指名停止期間中でないこと。

第3条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 寝屋川市暴力団排除措置要綱（平成23年3月11日制定）に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。

別表（第3条、第7条、第11条関係）

措 置 要 件	期 間
(1) 個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
(2) 入札参加資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
(3) 入札参加資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
(4) 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
(5) 入札参加資格者及びその役員等が、当該市契約等の下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、その相手方が前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	